

自動車税の減免について

千葉県では、もっぱら身体障害者等の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税の減免を行う制度を設けています。

この制度は、身体障害者等 1 人につき 1 台の自動車に限られています。

1. 身体障害者等の範囲

(A) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴覚障害	2 級及び 3 級	
平衡機能障害	3 級	
音声機能又は言語機能障害	3 級 (喉頭摘出に係るものに限る)	
上肢不自由	1 級及び 2 級	
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級	
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
心臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
じん臓機能障害	"	
呼吸器機能障害	"	
ぼうこう機能障害	"	
直腸機能障害	"	
小腸機能障害	"	
肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級

(B) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度 ※障害の程度については新基準によるものとする
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	"
平衡機能障害	"
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症 (喉頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	"
心臓機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
じん臓機能障害	"
呼吸器機能障害	"
ぼうこう機能障害	"
直腸機能障害	"
小腸機能障害	"
肝臓機能障害	"

※視覚障害の 4 級の 1 は視力障害であり、4 級の 2 は視野狭さをいう。
※複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害の区分ごとに判断します。

(C) 療育手帳の交付を受けている方

(1) ㊦ (㊦の 1、㊦の 2) 又は A の 1 の方

(2) A の 2 で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に 3 級の記載がある方

(D) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条の障害者手帳の交付を受けている方 (1 級)

2. 申請期限

●自動車税 ※期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。

該当区分	申請期限
① 3 月 31 日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
② 障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含む。)	障害者手帳等の新規交付日 (等級変更により新たに減免対象となった日を含む。) から 1 月以内
③ 自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録日から 1 月以内
④ 今まで減免を受けていた自動車 (前減免車) から別の自動車 (申請車) へ乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から 1 月以内
(注) ④の申請車又は前減免車が 4 月 1 日以降に移転登録 (名義変更) の場合、翌年度の納期限までとなります。	

●減免を受けていた自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免開始時期

重要

申請車	前減免車	申請車の減免開始時期	備考
新規登録	抹消登録	抹消の翌月から	前減免車の抹消が新規登録の翌月の場合、申請車の自動車税 1 月分がかかります。
	移転登録	翌年度から	申請後に前減免車を抹消した場合、抹消日から 1 月以内に再度減免申請することで、抹消の翌月から減免となります。※移転登録 (名義変更)
移転登録	抹消又は移転登録		申請年度中に移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する翌年度からとなります。

詳しくは裏面の各事務所にお問い合わせください。

3. 減免対象及び提出書類

減免のための要件は、自動車の所有者、運転者が以下の場合です。また、下表の区分2の場合、原則として自動車の所有者が手帳所持者（表面に記載された対象となる手帳の交付を受けている方。以下同じ。）と同居していることが必要です。

なお、入院中である等、**手帳所持者の移動のために自動車を使用していない場合は減免の対象となりません。**

申請に当たっては、自動車税減免申請書に以下の書類を添付（提示）してください。

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	提出書類	要件等
1	手帳所持者本人	手帳所持者本人	①②③⑦	
2	手帳所持者本人 又は同居の家族等	手帳所持者本人 又は同居の家族等	①②③④⑦ (④の代わりに⑤でも可)	手帳所持者と生計を一にし、手帳所持者のために使用している自動車
3	手帳所持者本人	常時介護者	①②③⑥⑦	手帳所持者のみで構成される世帯であること

①身体障害者手帳等

表面に記載された対象となる手帳（減免情報記載のため、申請には原本が必要です。）

（手帳がカード型であり別冊がある場合は、カードと併せて別冊も持参ください。）

記載の住所が住民票と同じであること。

②自動車検査証記録事項が記載された書類

住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること。

（注1）「車検証の写し」ではICタグの情報が読み取りできないため受付できません。

③運転免許証（写）又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）

記載の住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は裏面も必要です。

（注1）法律で定められた目的以外に、他人のマイナンバーを収集することは、禁止されています。

代理人が申請する場合は、マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類を渡してください。

マイナ免許証の原本は他人に預けず、お手元で保管してください。

（注2）上表の区分1・区分2は、原則として①②③記載の住所が同一で住民票と同じであることが必要です。

④自動車税等に係る生計同一証明書

証明機関 身体障害者手帳・療育手帳…市町村の福祉担当課（千葉市は各区保健福祉センター）

戦傷病者手帳 …県保健所（健康福祉センター）

精神障害者保健福祉手帳 …県保健所（健康福祉センター）

（千葉市は各区保健福祉センター、船橋市及び柏市は福祉担当課）

証明書の発行に当たっては、上記の証明機関に必要な手続きをお問い合わせください。

⑤使用目的を証する書類

通院証明書…継続して月2回以上通院している旨の記載があるもの（様式はお問い合わせください。）

通学証明書・通勤証明書…当該自動車を使用している旨の記載があるもの（様式は任意です。）

帰宅証明書…継続して月2回以上施設等から自動車検査証記載の住所（使用の本拠の位置）へ帰宅している

こと及び送金状況等により生計が一であることが記載されているもの（様式はお問い合わせください。）

その他もっぱら手帳所持者の移動のために自動車を使用されていることが確認できる書面

⑥自動車税等に係る常時介護証明書

証明機関は⑤生計同一証明書と同じ機関です。

⑦すでに減免を受けている（受けていた）自動車（前減免車）がある場合は次の書類も必要です。

・前減免車を移転登録（名義変更）した場合…移転登録後の自動車検査証記録事項が記載された書類

・前減免車を抹消登録した場合…抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書（写）等）

○お問い合わせ・申請窓口

県税事務所及び自動車税事務所（支所を除く）の窓口受付時間は午前9時から午後4時までとなります。

事務所名	電話番号	所在地	事務所名	電話番号	所在地
自動車税事務所	043-243-2721	千葉市中央区問屋町1-11 FAX 043-243-2555	旭 県 税 事 務 所	0479-62-0772	旭市ニ 1997-1
			旭県税事務所銚子支所	0479-22-5907	銚子市台町 2186-2
中央県税事務所	043-231-0161	千葉市中央区都町2-1-12	東 金 県 税 事 務 所	0475-54-0223	東金市東新宿 1-11
千葉西県税事務所	043-279-7111	千葉市美浜区真砂4-1-4	茂 原 県 税 事 務 所	0475-22-1721	茂原市茂原 1102-1
船橋県税事務所	047-433-1275	船橋市湊町2-10-18	茂 原 県 税 事 務 所 大 多 喜 支 所	0470-82-2214	夷隅郡大多喜町猿稻472-2
松戸県税事務所	047-361-2193	松戸市小根本7			
柏県税事務所	04-7147-1231	柏市あけぼの2-1-5	館 山 県 税 事 務 所	0470-22-7117	館山市北条 402-1
佐倉県税事務所	043-483-1403	佐倉市鍋木仲田町8-1	木 更 津 県 税 事 務 所	0438-25-1110	木更津市貝淵 3-13-34
香取県税事務所	0478-54-1314	香取市佐原イ 92-11	市 原 県 税 事 務 所	0436-22-2171	市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原5階

